

定 款

株式会社・現物出資あり

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、株式会社〇〇〇〇と称する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(3) 前各号に附帯関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を〇〇県〇〇市に置く。

第4条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載してする。

2 前項の電子公告を掲載するウェブサイトのアドレスは、 とする。

第2章 株式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、〇〇〇株とする。

第6条（株券の不発行）

当会社の株式については、株券を発行しない。

第7条（株式の譲渡制限）

当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は、承認したものとみなす。

第8条（相続人等に対する売渡しの請求）

当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第9条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会及び取締役

第10条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

第11条（招集権者、議長及び招集の通知）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役が招集し、取締役がその議長となる。招集の通知は、会日の5日前までに、議決権を行使することができる株主に対して発する。

第12条（決議）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第13条（取締役の員数及び任期）

当会社の取締役は1名以上とし、その任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第14条（代表取締役及び報酬等）

当会社に取り締役を2名以上置く場合には、そのうち1名を代表取締役とし、株主総会の決議によって定める。

2 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第4章 計算

第15条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年〇月1日から翌年〇月末日までの年1期とする。

第16条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第5章 附則

第17条（設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額）
当会社の設立に際して出資される財産の価額は金 円とし、その全額を資本金の額とする。

第18条（現物出資）
当会社の設立に際して現物出資をする者の氏名、出資の目的である財産、その価額及びこれに対して割り当てる設立時発行株式の数は、次のとおりである。

(1) 現物出資をする者 ○○ ○○

(2) 出資の目的である財産及びその価額

金 円

金 円

(3) 割り当てる設立時発行株式の数 ○○株

第19条（設立時発行株式及びその払込金額）
当会社の設立に際して発行する株式の数は○○○株、その1株の払込金額（現物出資にあっては割当ての基準となる価額）は金 円とする。

第20条（最初の事業年度）
当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から 年 月末日までとする。

第21条（設立時取締役）
当会社の設立時取締役は、○○ ○○とする。

第22条（発起人の氏名、住所及び設立時発行株式）
発起人の氏名及び住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数並びに設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額又は給付する財産の価額は、次のとおりである。

○○ ○○

設立時発行株式○○○株 金銭 円・現物出資 円

第23条（法令の準拠）
本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社○○○○を設立するため、発起人○○ ○○がこの定款を作成し、次に記名押印する。

年 月 日

発起人 住所

氏名

印

※ 現物出資は、定款に記載しなければ効力が生じない変態設立事項です（会社法28条1号）。定款に記載した現物出資財産等の価額の総額が500万円を超えない場合は、検査役の調査は不要とされています（会社法33条10項1号）。財産の価額は時価を超えないように見積もり、型番・登録番号など特定できる情報を書きます。